

京都市告示第376号

京都市斎場条例第2条ただし書の規定により、平成17年の京都市中央斎場の休場日を次のように変更します。

平成16年12月15日

京都市長 榊本 頼兼

月	休場日	月	休場日
1	1 (土) 2 (日) 12 (水) 24 (月)	7	4 (月) 14 (木) 26 (火)
2	5 (土) 16 (水) 28 (月)	8	1 (月) 12 (金) 24 (水)
3	6 (日) 16 (水) 28 (月)	9	4 (日) 16 (金) 28 (水)
4	3 (日) 14 (木) 26 (火)	10	8 (土) 20 (木) 26 (水)
5	2 (月) 12 (木) 24 (火)	11	6 (日) 12 (土) 24 (木)
6	5 (日) 16 (木) 28 (火)	12	5 (月) 17 (土) 23 (金)

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)